

グッドキャリア企業アワード2026 応募に関するFAQ

No	質問	回答
Q1	「労働関係をはじめ法令の遵守状況等に関する報告」については全ての項目を入力する必要がありますか？	はい。チェックボックスは全て埋める必要があります。 項目の一つでも該当しないものがある場合、選考対象外となります。
Q2	（障害者法定雇用率について）令和8年(2026年)7月に法定雇用率が引き上げられるが、エントリー条件としての法定雇用率はいつ時点のものですか？	令和8年（2026年）6月1日時点の障害者法定雇用率の達成が条件となります。 達成している場合、選考対象となります。
Q3	「直近3事業年度の離職率」という項目があるが、どのような計算式になるのか教えて欲しい。	新卒・中途採用社員が直近3事業年度に離職した割合をお答えください。 【直近3事業年度の離職率算出の仕方】 例：直近3事業年度で10名の新卒・中途社員を採用。うち5名が退職した場合 ⇒5名（退職者数）÷10名（新卒・中途採用社員数）＝離職率50%
Q4	「月の平均残業時間」という項目があるが、どのような計算式になるのか教えて欲しい。	【月間平均所定外労働時間数の計算式】 月間平均所定外労働時間数 = $\frac{\text{算定期間中の毎月の所定外労働時間の合計}}{\text{算定期間中の毎月の労働者数の合計}}$ ※基本的に期間は2025年4月～2026年3月までですが、企業ごとで設定する年度にお任せ致します。 ※計算式参考資料 https://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/subsidy_worktime4_7.pdf
Q5	建設業、ドライバー、医師など、時間外労働の上限規制に特例がある業種で、法令上定められた上限時間が720時間を超える場合でも応募できますか？	建設業、ドライバー、医師については、労働基準法第36条に基づく時間外労働の上限規制において、業務特性を踏まえた別の上限基準が設けられています。 そのため、法令上定められた上限時間が年720時間を超える場合であっても、当該業種に適用される法令上の上限規制や基準を遵守している場合は応募可能です。
Q6	応募フォームのすべての質問項目を埋めないといけませんか？	項目ごとに任意と必須の記載がありますので、任意の項目については設問に応じた取組等がある場合のみ記入いただく形で問題ございません。 対象者や取組手法を重点化したキャリア形成支援について他の模範となる取組を行っている企業を表彰するイノベーション賞（人材開発統括官表彰）もありますので、貴社で行っているキャリア形成支援が総合的・全般的な取組でない場合でも、ご応募いただけます。
Q7	どのような基準で審査されるのですか？	キャリア形成支援や人材育成等に関する外部専門家等による審査委員会において、「キャリア支援の特徴、理念」、「キャリア支援の取組及び効果等」、「キャリア支援の継続・効果等」の三側面から、総合的かつ厳正な評価を行います。評価の着眼点の詳細については公式サイト「グッドキャリアプロジェクト」及び「募集要項」をご覧ください。
Q8	個人事業主は募集の対象になりますか？	雇用保険の被保険者である従業員を雇用している場合は募集の対象になります。